

## 第4章 重点区域の位置及び範囲

### 1. 重点区域の設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財建造物・史跡を中心に、歴史上価値の高い建造物が集まり、当該区域周辺の地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している範囲とする。

本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持及び発展が得られ、その結果として、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が効果的に達成できるとともに、市域全体に歴史的風致の維持向上を波及させていく上でも効果的と判断できる区域を範囲とする。

以上のことから、第2章で挙げた13の維持向上すべき歴史的風致の分布を勘案のうえ伊賀市における重点区域を以下に挙げる3つの区域とする。

#### ■上野城下町

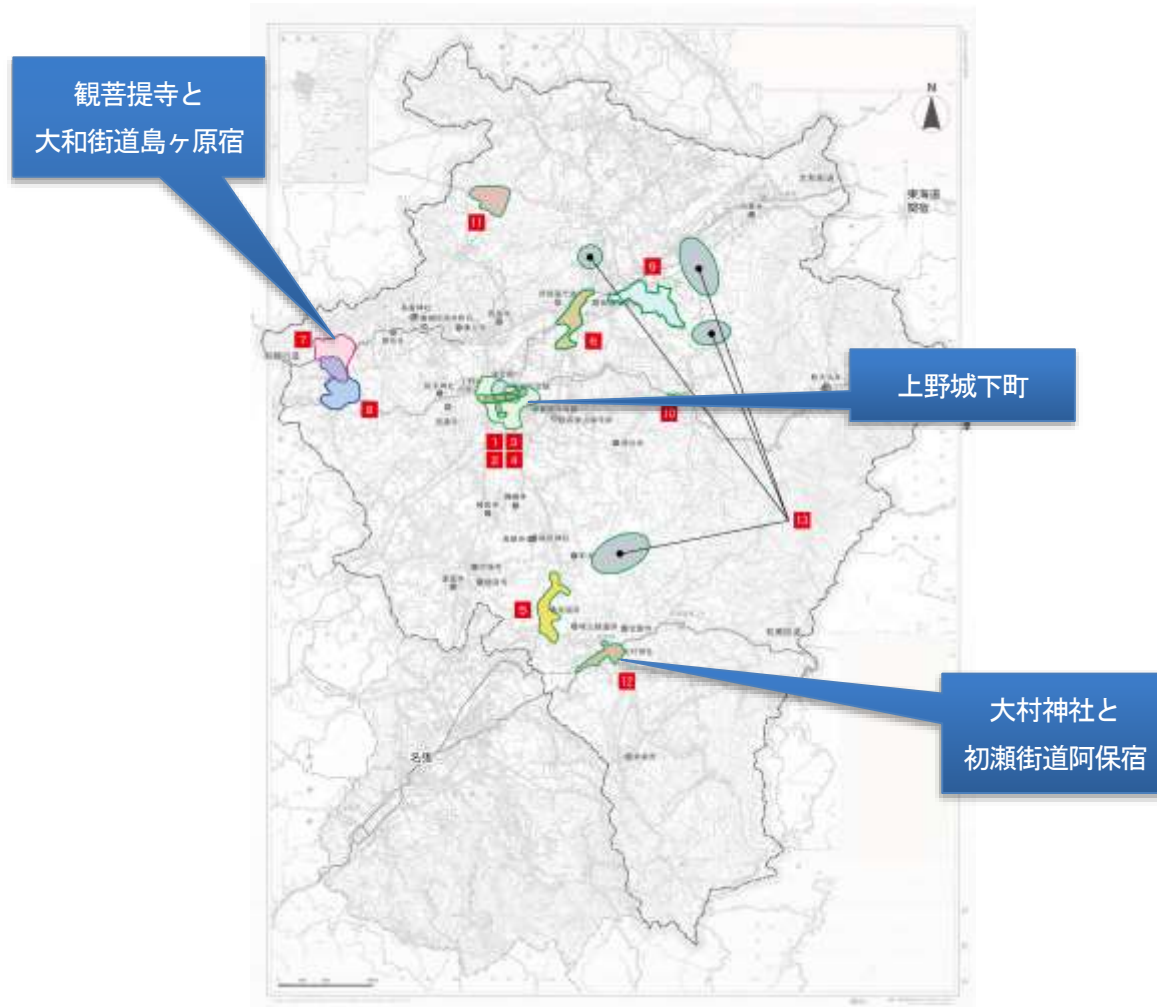
- ・上野天神祭にみる歴史的風致
- ・伊賀組紐にみる歴史的風致
- ・大和街道の和菓子店にみる歴史的風致
- ・芭蕉顕彰と俳句文化にみる歴史的風致

#### ■観菩提寺と大和街道島ヶ原宿

- ・観菩提寺の修正会にみる歴史的風致
- ・鷲宮神社の秋の例大祭に見る歴史的風致

#### ■大村神社と初瀬街道阿保宿

- ・大村神社例大祭にみる歴史的風致



## 2. 重点区域の位置及び範囲

### (1) 重点区域の名称：上野城下町 区域

重点区域の面積： 269.9 ha

上野城下町区域においては、国指定史跡の上野城跡や旧崇広堂、国指定重要文化財建造物の俳聖殿があり、国指定重要無形民俗文化財の「上野天神祭のダンジリ行事」がある。また、平成29年(2017)12月、日本イコモス国内委員会から「伊賀上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」が「日本の20世紀遺産20選」の1つに選定された。

上野城下町は、江戸時代初期に築かれた城下町であるとともに、伊賀街道、大和街道の宿場町でもある。上野城とその城下町に関わる国指定史跡等の文化財とともに、当時の町割りなどが今なお残り、城下町の風情が色濃く漂う市街地のなかで、上野天神宮祭礼などに代表される歴史と伝統反映した行事が受け継がれている。また、江戸時代に成熟した組紐づくりや和菓子店など、生活文化と一体となった伝統産業、そして松尾芭蕉の生誕地として俳句文化が現在もなお生きている。それらの歴史的風致は、練り歩きの歓声やお囃子の音、和菓子の味や香りなど、五感で感ずることができるものである。

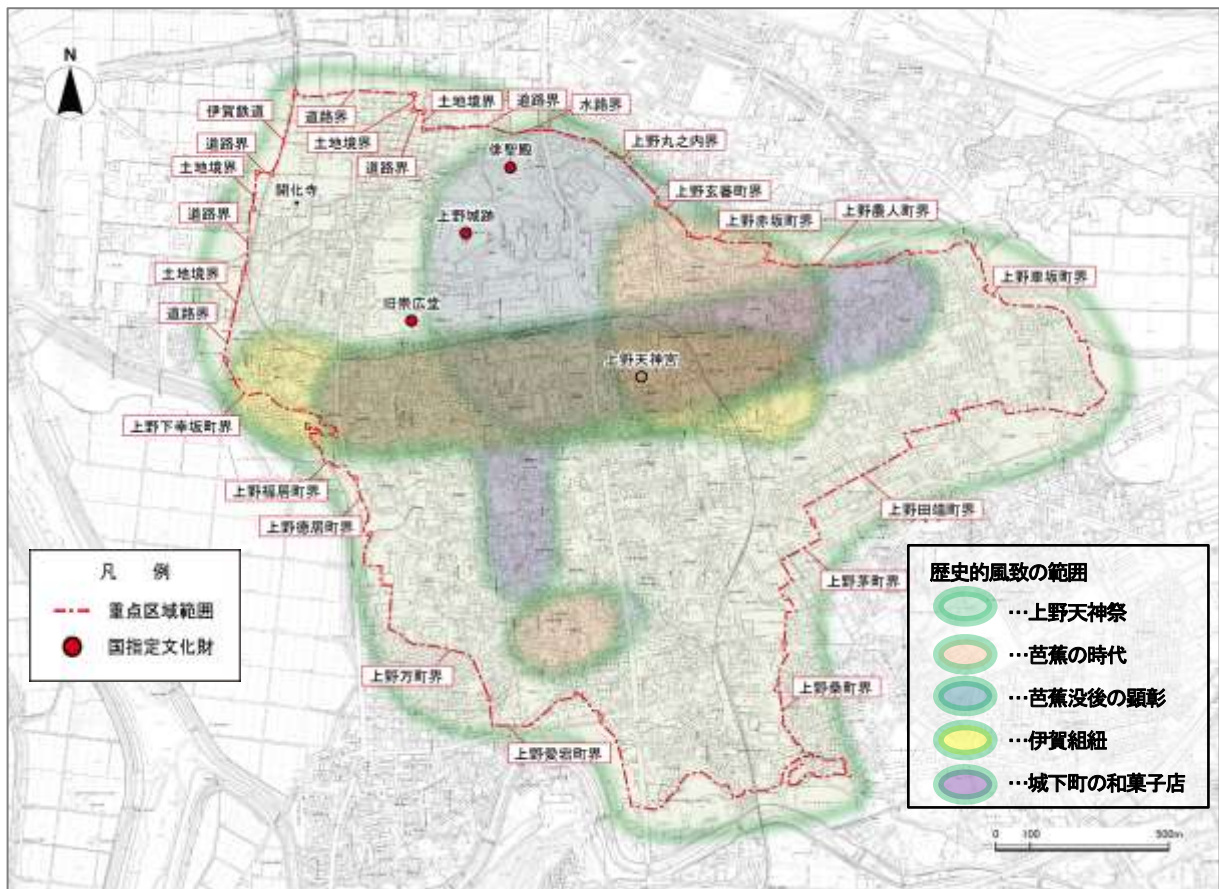
本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、本市の特性を活かした中心市街地の活性化のための施策を講じていくうえでも、きわめて重要な施策と位置づけられる。

また、公共交通の玄関口である本区域を中心として、上野盆地の農村地域に分散する他の歴史的風致をネットワークしていくことは、本市の歴史的風致の多様性を際立たせていくうえで有効であることから、本区域において歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、市域全体の歴史的風致の維持向上を波及させていく上でも効果的と判断できる。

#### 【区域の範囲の考え方】

- 4つの歴史的風致の重なりをもとに、城下町絵図の旧城下町の区域を基本として重点区域を設定する。
- 伊賀市景観計画に基づく景観施策と緊密に連携しながら歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うことから、伊賀市景観計画において規定する「城下町の風景区域」と整合させることを基本とする。
- 第2期中心市街地活性化基本計画との整合を図り、歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うが、中心商業地における活性化を主な目的とした当該基本計画に対し、歴史的風致維持向上計画では商業地以外の区域における施策も想定することから、重点区域の範囲は、中心市街地活性化基本計画の区域を包含しつつ、東側の上野農人町・上野車坂町、北西側の小田町などの一部も含んだ、より広範囲の区域として設定する。

## 重点区域の範囲（上野城下町区域）



上野城を望む城下町、伊賀街道沿いには、歴史的町並みのなかで祭礼、伝統産業等が醸し出す景観が残されている。



## (2) 重点区域の名称：観菩提寺と大和街道島ヶ原宿 区域

重点区域の面積： 197.2 ha

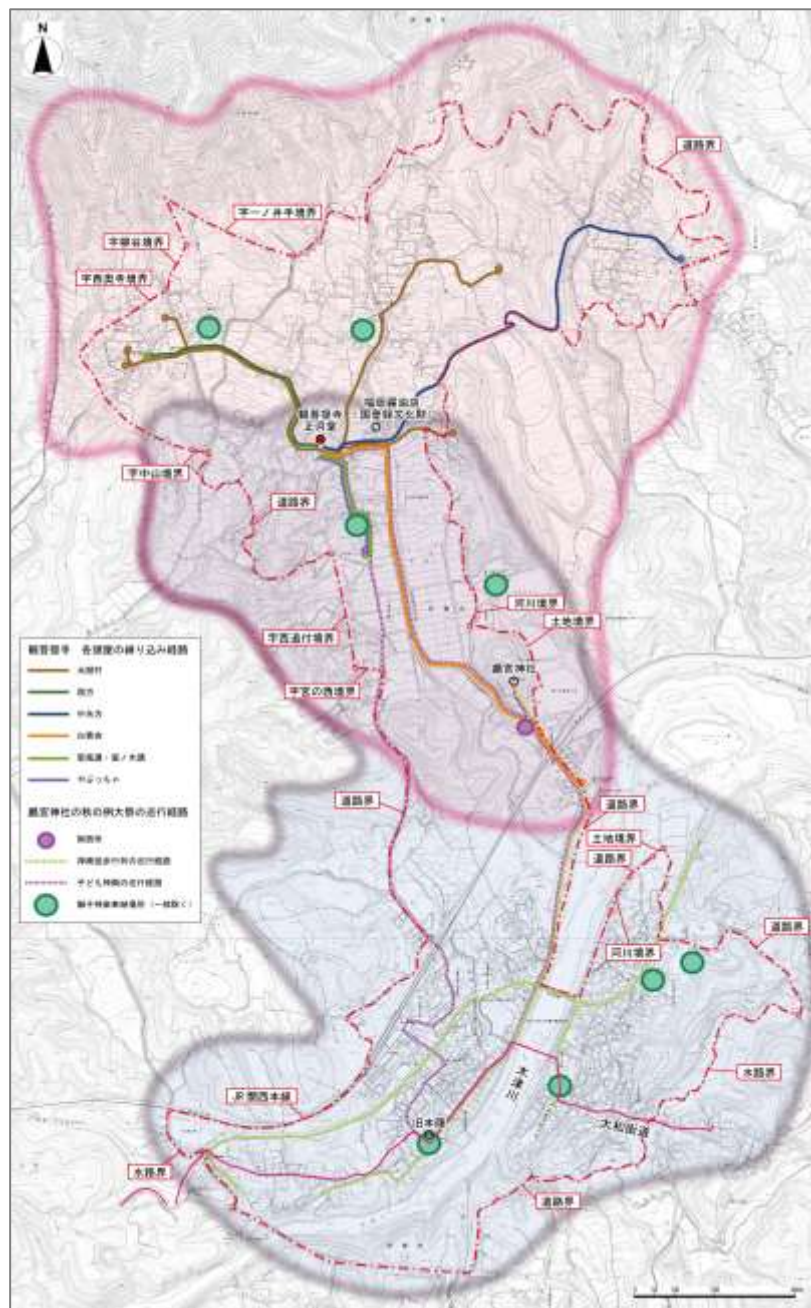
観菩提寺と大和街道島ヶ原宿区域には、国指定重要文化財建造物の観菩提寺の本堂や楼門がある。観菩提寺における修正会は、周辺に分散する農村集落や島ヶ原宿の住民たちのコミュニティによって長年受け継がれ、地域を練り歩く姿が風物詩となってきた。また、旧島ヶ原村の村社鷗宮神社もまた、観菩提寺の修正会とは密接な関係をもっている。すなわち、観菩提寺と鷗宮神社の周辺に広がる南斜面で見晴らしのよい本地域のなかに広がる棚田、河川、里山、集落の家屋や石積みからなる農村地域や、旧島ヶ原村の生活中心である宿場町の市街地空間全体が一体となった特色ある歴史的風致を形成しているといえる。

本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、歴史的建造物とそれをとりまく地域の空間、そしてそこで繰り上げられる伝統的祭礼が一体となった歴史的風致の継承に資するとともに、疲弊しつつある地域コミュニティや農林業の活性化のための施策を講じていくうえで、きわめて重要な施策と位置づけられる。

### 【区域の範囲の考え方】

- 現に修正会の頭屋が存する集落とその周囲の農村空間の広がり、頭屋の練り込み経路、鷗宮神社秋の例大祭の巡行経路を勘案のうえ、観菩提寺、鷗宮神社、大和街道島ヶ原宿の区域を包含する区域を基本として重点区域を設定する。
- 区域の設定にあたっては、河川、道路等の地形地物、集落の字界等を基本とする。

重点区域の範囲（観音提寺と大和街道島ヶ原宿）



凡 例	
	重点区域範囲
	大和街道
	国指定文化財

歴史的風致の範囲	
	…観音提寺の修正会
	…観音神社の秋の例大祭

### (3) 重点区域の名称：大村神社と初瀬街道阿保宿 区域

重点区域の面積： 44.4 ha

大村神社と初瀬街道阿保宿区域には国指定重要文化財建造物の大村神社宝殿がある。

大村神社の秋の例大祭で行われる獅子舞の奉納は、伊賀一宮敢國神社から伝播したものとされ、地域コミュニティの講によって長年継承されてきた。獅子舞、剣舞、鯰の山車や神輿などの巡行は、古代より畿内と伊勢神宮を結ぶ参道とされた初瀬街道阿保宿の歴史的景観に沿って練り歩き、青山町駅なども巡る。

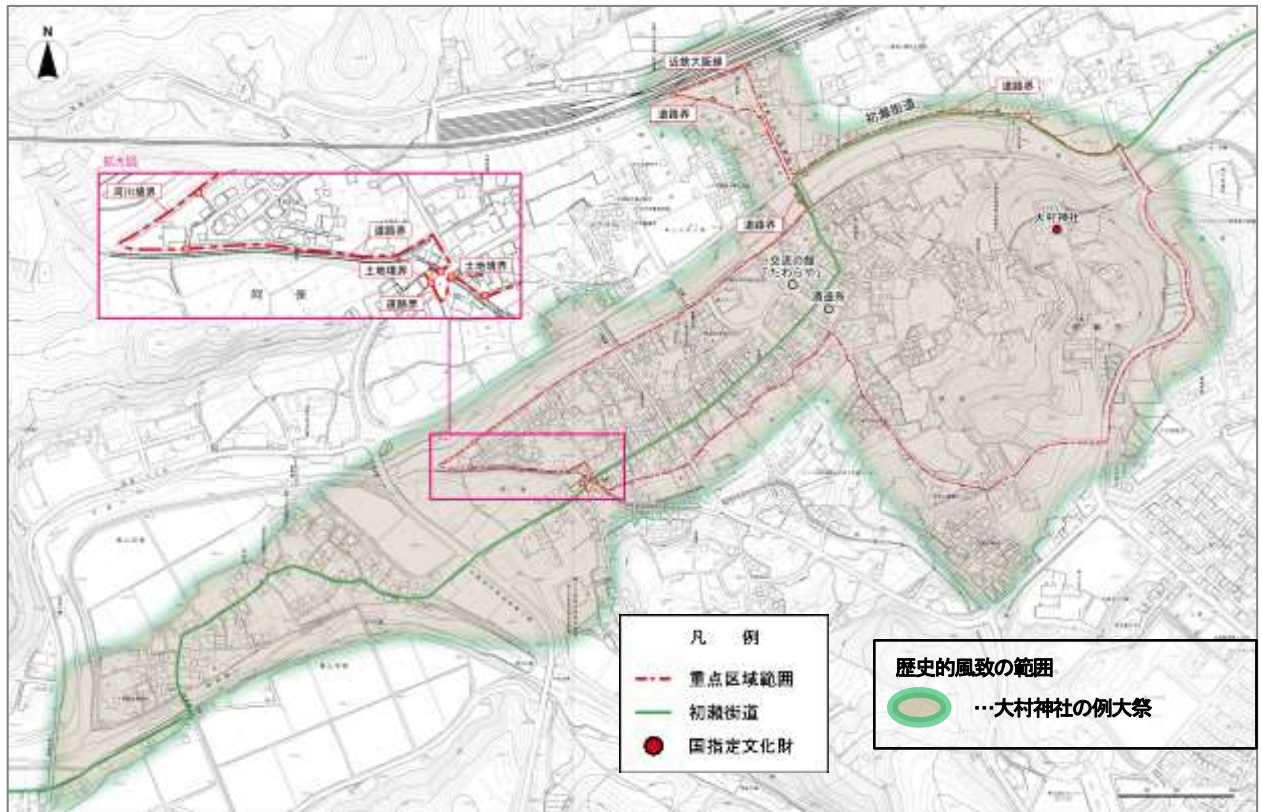
江戸時代に上野、名張とともに藤堂藩から商工業を許された町として大いに栄えた阿保宿の名残は、伊勢講の札や、酒造所をはじめ歴史的な建造物にある。また、木津川から引かれた水路による水のある市街地景観が住民の手によって残されており、「ひやわい」と呼ばれる路地とともに、宿場町の風情を残す市街地である。

本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、歴史的建造物とそれを取りまく地域の空間、そしてそこで繰り広げられる伝統的祭礼が一体となった歴史的風致を継承に資するものであり、祭礼を支える伝統的な講に加え、近年育ちつつある次世代の担い手の活動や、「初瀬街道まつり」など、歴史的風致を活かした地域活性化の取り組みへの支援にもつながる施策として、効果が期待できる。

#### 【区域の範囲の考え方】

- 宿場の範囲として、初瀬街道沿道宅地とともに、その裏側の水路と「ひやわい」の風情を残す道の範囲を含む。
- 祭礼の巡行経路を包含するものとし、北側は木津川を越え、近鉄青山町駅前広場まで含む。
- 大村神社へつながる参道、ならびに大村神社の階段から俯瞰した市街地の眺望景観（屋根並み）を勘案し、景観計画により重点区域として位置づけ、景観コントロールを図ることを前提に区域の範囲を設定する。

重点区域の範囲（大村神社と初瀬街道阿保宿）



### 3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

藤堂藩の治世下、地域の政治・経済・文化の中心であった上野城下町、またそれを中心に各地を結ぶ街道に沿った農村地域の歴史的風致を持つ「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」、「大村神社と初瀬街道阿保宿」の3地域を重点区域に設定し、各区域の特徴を活かした歴史的風致の維持及び向上の取り組みを行うことにより、市民及び来訪者が、文化財建造物、伝統的祭事や芸能、伝統産業、自然環境等、本市のもつ多彩で重層的な歴史や文化に触れる事ができ、それらに対する理解を一層深めるとともに、伊賀市全体の歴史的風致を活かしたまちづくりを進める。

### 4. 良好な景観形成に関する施策との連携

伊賀市における良好な景観形成に関する施策として、都市計画マスタープランや景観計画等に基づいた市の施策、並びに三重県屋外広告物条例がある。これらの施策と連携し、良好な景観形成の面から重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る。

#### (1) 伊賀市の都市計画との関連性

本計画の重点区域のうち「上野城下町」は上野地域の用途地域内に、「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」は島ヶ原地域の都市計画区域外に、「大村神社と初瀬街道阿保宿」は青山地域の都市計画区域内（非線引き区域）にそれぞれ位置づけられている。

「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」及び「大村神社と初瀬街道阿保宿」は「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」に基づき、現在の集落を維持し、かつ地域拠点となるようなまちづくりを進める。「上野城下町」については、引き続き、用途規制に基づき管理を行うとともに、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」による適正かつ合理的な土地利用を図る。

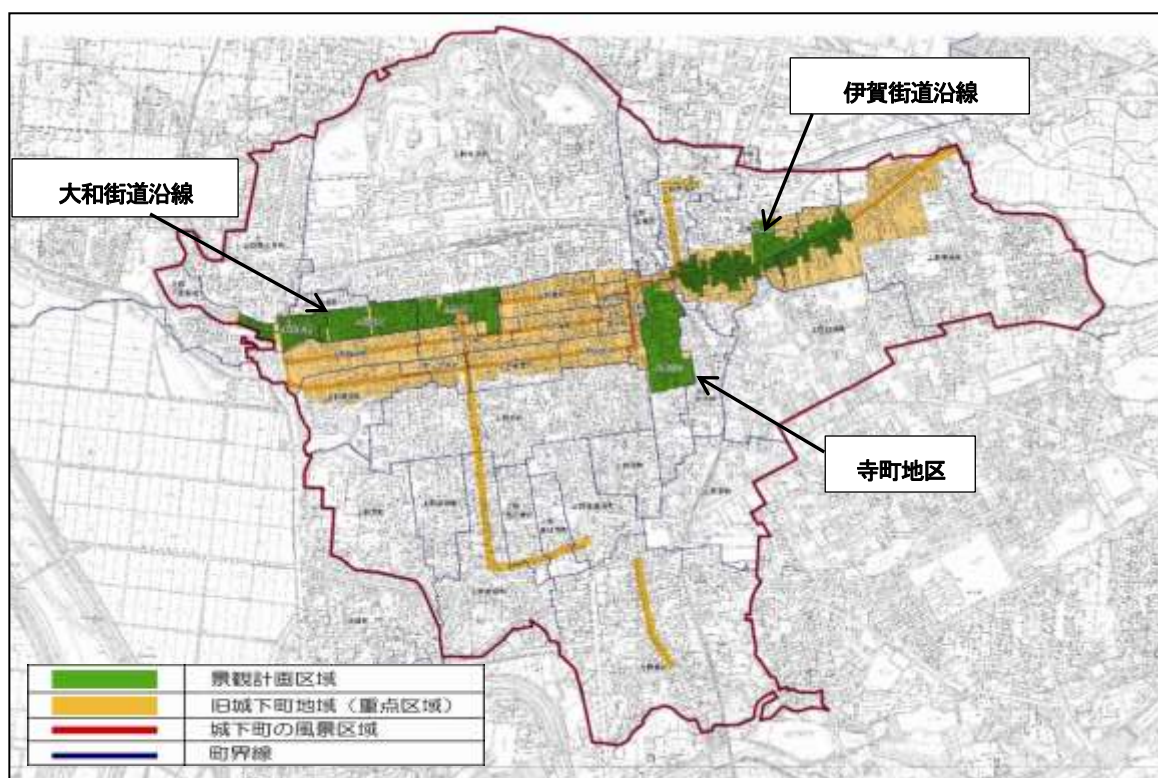




## (2) 伊賀市景観計画及び伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画との連携

伊賀市景観計画の区域は本市全域とし、山の風景区域、農の風景区域など4つの風景区域と川の風景軸など3つの風景軸で伊賀市全体を分類し、良好な景観の維持、促進を図っている。重点区域「上野城下町」では、城下町の風景が色濃く残る伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区については、「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」景観計画を策定し、景観の維持及び修景に努めている。

特に「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」は、伊賀市景観計画に基づき重点風景地区に指定されており、伊賀街道・大和街道では、屋根形状、壁面や垣根等の位置や町家の外壁の位置など、町並み景観の連続性が損なわれないような景観形成基準を設けている。また、寺町地区では良好な寺町の景観を維持するための景観形成基準を設けている。今後、本計画における重点区域の「上野城下町区域」においては三筋町だけでなく、「上野城跡」(城内)を景観計画における重点区域へ指定していくことも課題である。また、「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」、「大村神社と初瀬街道阿保宿」を景観計画での重点区域候補地に位置づけ、景観計画における重点区域への指定に向けて地域とともに取り組む。このことにより、良好な歴史的風致の維持及び向上のため、町並み景観、自然景観、文化的景観等のうち、良好な景観資源の保全、活用を図るとともに、建築物の建て替えや開発行為等において周辺の歴史的風致との調和が確保されるよう、景観形成基準を定め、将来的に秩序あるまちづくりが行われるようまちづくりを推進する。



上野城下町の風景区域図

### (3) 屋外広告物について

伊賀市内における屋外広告物の規制は、三重県屋外広告物条例に基づき三重県が禁止地域や規制地域を設け、都市計画用途区分などに応じた事務事業を実施している。

しかしながら、重点区域内において、用途地域区分の違いなどにより屋外広告物等の制限が異なっているほか、市街化調整区域等においては制限がないなど、良好な景観が阻害されることが懸念される。そのため、重点区域内の屋外広告物の設置については、県と協調しながら、伊賀市景観計画に基づき、屋外広告物等の適正な管理を行い、歴史的風致の維持向上に努める。

#### 三重県屋外広告物条例（概要抜粋）

##### 禁止地域等（第3条）

次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区（ただし知事が指定する区域を除く）
- 文化財保護法の規定により指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域及び同法の規定により史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 三重県文化財保護条例の規定により指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域及び同条例の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の所在する地域（ただし地域を定めず指定されたものを除く）
- 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- 都市公園法に規定する都市公園及び関係法令で規定する知事が指定する公園及び緑地の区域
- 古墳及び墓地
- 駅前広場及びこれら付近の地域で知事が指定する区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む）
- 景観法の規定により指定された準景観地区であつて、同法に規定する条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域及び同法の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域

##### 禁止物件（第4条）

次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、歩道橋、街路樹、植樹帯
- 道路、鉄道等のような壁並びに道路の分離帯及び地下道上屋の類
- 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、歩道柵（ガードレールを含む。）
- 電柱、街灯柱その他電柱の類（知事が指定したもの）
- 消火栓、火災報知機 郵便ポスト、電話ボックス

- 送電塔、送受信塔、照明塔、路上変電塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクの類
- 彫像、記念碑の類
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

#### (4) 文化財保護関係法令との整合性

伊賀市文化財保護条例（平成16年伊賀市条例第271号）は、文化財保護法、三重県文化財保護条例の規定を踏まえ、伊賀市の区域内に存するものの中で、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。

本条例は、現在および今後の指定及び登録文化財の取り扱いについて規定していて、重点区域内の自然環境・歴史・文化遺産の保存を図ることが可能である。本計画書に定める各重点区域においては、上野城跡とともに俳聖殿が良好な景観を形成し、観菩提寺・大村神社といった寺社においては、境内地とその周辺が建物の価値を顕在化させる役割を果たしている。

また、人口減少・少子高齢化などを起因とする文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、その継承に取り組んでいくことが必要であるとの認識のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成31年（2019）4月1日に文化財保護法の改正が行われた。この改正により三重県は令和2年（2020）11月、「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、県内における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確なものとし、こうした取り組みを進めるための共通基盤を作成していくことなどを提示した。この大綱を受けて当市は、地域が総体となって文化財の保存と活用について、きめ細やかな取り組みができるよう、『文化財保存活用地域計画』の策定に努める。